山口県教育委員会会議録

日時:平成31年2月15日 場所:山口県教育庁教育委員会室

教 育 長

それでは、ただいまより平成31年2月の教育委員会会議を開催い たします。

なお、中田委員、石本委員は所用のため欠席されていますので報告い たします。

最初に本日の署名委員の指名を行います。

宮部委員と佐野委員、よろしくお願いします。

審議に入る前に一言申し上げます。

平成28年7月、周南市で県立高校2年男子生徒が自死した事案につきまして、去る2月5日に、知事から山口県いじめ調査検証委員会の調査報告書を受け取りました。

この場をお借りして、改めて、亡くなられた御本人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様に心からお悔やみ申し上げます。

後ほど事務局から説明しますけれども、調査報告書には、「学校生活での多くの要因が複雑に絡み合い、相乗的に作用したことが、自死に大きく影響したと考えられる」と結論付けられています。

改めまして、生徒の自死を防げなかったことについて、心からお詫びを申し上げます。

県教育委員会といたしましては、本報告書を厳粛に受け止めるとと もに、報告書でいただいた提言を十分に踏まえ、こうした痛ましい事 案が二度と起こらないよう、全力で取り組んでまいります。

委員の皆さまには、引き続き御協力をお願いします。

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

平成31年度当初予算案の概要につきまして、別冊資料に沿って、 御説明申し上げます。

まず、平成31年度当初予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

県教委では、人口減少や高齢化の進展など本県教育をとりまく社会 状況の変化や、本県の子どもたちの状況、また、国の動向等も踏ま え、本県教育の指針となる「山口県教育振興基本計画」を策定したと ころです。

また、県では、昨年、これからの県づくりの指針として「やまぐち維新プラン」を策定し、来年度当初予算編成においても、「やまぐち維新プランの具現化に向けた取組の推進」等を基本方針に掲げています。

県教委においても、こうした県の予算編成方針を踏まえ、本県教育の目標である「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」を

目指し、教育振興基本計画に掲げる「7つの緊急・重点プロジェクト」により施策の重点化を図りながら、「知・徳・体の調和のとれた教育の推進」など4つの柱に沿って体系的、総合的に諸施策を推進してまいります。

2ページの予算規模にありますように、来年度の教育委員会所管予算は、約1,338億円、対前年度比では、100.8%、約10億6千万円の増となりました。

教職員定数の削減等、行財政構造改革の取組を着実に推進しなが ら、「地域教育力日本一」等の教育振興基本計画に掲げる「7つの緊 急・重点プロジェクト」に基づく施策や、県営建築事業費について予 算を確保できたものと考えております。

それでは、主要事業につきまして御説明いたします。 3ページには「山口県教育振興基本計画」における「7つの緊急・重点プロジェクト」を掲げており、この区分ごとに次のページから主要事業をまとめております。

まず、4ページの「地域教育力日本一推進事業」です。

コミュニティ・スクールを核として、社会総がかりで子どもたちの 学びや育ちを支援する「やまぐち型地域連携教育」の取組を充実させ ることにより、「地域教育力日本一」の実現を図ります。今年度に引 き続き、地域連携教育アドバイザーの配置や、地域連携教育エキスパ ートの派遣など、推進の核となる人材の配置や、やまぐち地域連携教 育推進フォーラムなど、活動充実に向けた普及啓発を行います。

新たな取組としては、5ページの下から2つ目の新規事業です。社会教育法に位置付けられた「地域学校協働活動推進員」の委嘱を促進し、地域協育ネットの一層の充実を図るためハンドブックの作成等を行います。

また、一番下の新規事業では、PTAと連携した家庭教育支援の推進体制の構築に向けた調査研究等を実施します。

次に6ページの、「高校コミュニティ・スクール推進事業」では、 平成32年度までの全県立高校へのコミュニティ・スクール導入に向 け、4月から新たに11校に導入するとともに、「特別支援学校コミ ュニティ・スクール充実事業」では、地域との連携による合同避難訓 練等をモデル的に実施するなど、取組の充実を図ります。

続いて7ページ、「2 教育を通じた「ふるさと山口」創生プロジェクト」に関連した主要事業です。

まず、新規事業の「高等学校における地域人材育成事業」です。

ただいま御説明した、地域教育力日本一推進事業を通じて、小中学生の郷土を愛する心を育み、そうした子どもたちが高校生になって、この事業で地域課題解決学習を通じて、実際にまちづくり、ひいては地方創生に寄与していくといった、小学校から高校までを通した人材育成に努めていくこととしております。

具体的には、高等学校が地元市町や企業、大学等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題解決等の探究的な学びを実現する取組を推進するものです。

コンソーシアムは、将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発を実施するもので、これらの機関と学校とをつな

ぐコーディネータを配置します。

こうした標準スキームのもと、地域の実情や人材ニーズに応じた2 種類の取組を実施することとしております。

「地域魅力化型」では、高校コミュニティ・スクールの取組を発展 ・充実させ、新たなカリキュラムの開発などにより、地域課題解決に 向けた教育を組織的・体系的に実施し、地域振興・県内定住などにつ なげていくこととしております。

また、「プロフェッショナル型」では、昨年10月に開催した、全国産業教育フェア山口大会の成果を生かし、専門高校の生徒が企業・大学や地元の小・中・高校等と連携し地元密着型の活動・研究を行うことで、地域産業を担う人材育成を図ります。

続いて、10ページ、「3 確かな学力育成プロジェクト」に関連 した主要事業です。

中ほどの新規事業、「プログラミング教育推進事業」では、平成32年度から全ての小学校において必修化されるプログラミング教育が効果的に実施されるよう、県内小学校7校を研究協力校に指定し、プログラミングロボットを使った授業実践研究や、指導者養成研修、教員研修用リーフレットの作成等を実施いたします。

次に11ページ、「やまぐち次世代型教育推進事業」です。

主体的・対話的で深い学びの実現など次世代型教育の推進や、高校生の基礎学力の確実な定着のためのPDCAサイクルの構築に向け、県立高等学校等から10校程度を研究指定校として指定し、指導方法や評価方法の開発など実践的な研究を行うとともに、その成果を全ての県立高等学校等に普及します。

特に、新規事業の「授業改善サポート事業」では、指定校において、国が認定する「高校生のための学びの基礎診断」測定ツールを活用して、高校生の基礎学力の定着に向けた実践研究を行います。

続いて、12ページ、「4 豊かな心・健やかな体育成プロジェクト」に関連した主要事業です

まず、新規事業として、「思春期グローイングハートプロジェクト 事業」です。

AI等の技術革新が進展する新時代を見据え、より一層子どもたちに必要とされる「自己表現力」や「他者との円滑な関係を構築する力」等を育成するため、全ての公立学校に、心の専門家であるスクールカウンセラーを年4回派遣し、「SOSの出し方に関する教育」等の「心理教育プログラム」を実施します。

また、健康福祉部、医師会、臨床心理士会等と連携した推進委員会を設置し、「心理教育プログラム」の実効的な推進に向けた検討を実施します。

次に、13ページ、「いじめ・不登校等対策強化事業」です。

「山口県いじめ防止基本方針」に基づき、生徒指導上の諸課題に実 効的に対応するため、外部専門家の配置、また、その資質向上及び専 門家同士の連携強化等による相談体制の充実を図ります。

この中で、新たな取組として、SNSを通じていじめや不登校などの悩みについて24時間いつでも連絡できる窓口を開設することとしており、生徒の悩みやSOSを幅広く受け止めていきたいと考えてお

ります。

また、スクールカウンセラーと教員との協働による効果的な指導マニュアルの作成や弁護士によるいじめ予防教育にも新たに取り組むこととしています。

次に、新規事業の「遊び・運動大好き!オリパラ教育推進事業」では、子どもの運動習慣の改善と体力向上のため、オリンピアン、パラリンピアンによるスポーツ教室など、より運動に親しませるための効果的な取組について実践研究を行います。

続いて、14ページ、「5 魅力ある学校づくりプロジェクト」に 関連した主要事業です。

まず、新規事業の「やまぐちで学ぶ!高校教育魅力向上事業」です。

従来の学校における学びに加え、学校や学年にとらわれない多様な 学びを提供することにより、主体性をもって生きていく力を育成する とともに、本県高校教育の更なる魅力向上を図ります。

具体的には、希望する県内高校生が一堂に集まり、大学教授等による講演や大学生とのディスカッション等を行う「ニューフロンティアセミナー」、テレビ会議システムを活用し、言語能力や数学的思考能力等を育成する講座を実施する「ドリカムゼミ」、大学訪問により最先端の研究に触れ、高い目標意識を醸成するための「アウトリーチ」、こうした魅力的な指導を行うための高校教員の研修を行う「アクティブラーナー研修プログラム」の4事業を実施することとしています。

次に、15ページ、「インクルーシブ教育システム推進事業」です。

障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、新たに小・中学校への通級指導支援員の配置を行うなど特別支援教育に係る一層の体制整備を図ります。

また、高等学校等における「通級による指導」の拡充と、拠点校を中心とした指導支援体制の構築を推進するため、「通級による指導」担当教員の配置を拡充します。

次に、「県立学校施設整備事業」のうち多部制定時制高校の整備です。

不登校経験者や中途退学者など、様々な学びのニーズに応えるため、来年度は、新山口駅周辺へ午前部、午後部、夜間部を併せ持つ3部制の多部制定時制高校を設置するための設計、工事を実施することとしています。

続いて、16ページ、「6 教職員人材育成プロジェクト」に関連 した主要事業です。

まず、新規事業として「幼児教育の質の向上推進事業」です。今年 10月から幼児教育の無償化が実施されることに伴い、幼児教育の質 の向上が求められる中、幼稚園教諭免許状認定の講習を開設すること で一種免許状所有者の割合を増加させ、幼稚園教諭の資質能力の向上 を図ります。

このほか、学校における教員の働き方改革関連事業として「学校業

務支援員配置事業」、「やまぐち部活動応援事業」、「学校における働き方改革環境整備事業」の3事業を引き続き実施します。

続いて、17ページ、「7 安心・安全な学校づくりプロジェクト」に関連した主要事業です。

まず、「学校安全総合推進事業」では、第2次山口県学校安全推進計画」を踏まえ、「防犯を含む生活安全」、「交通安全」、「災害安全(防災)」の3領域において、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった学校安全の取組等を実施します。

次に、「県立学校施設整備事業(耐震・老朽化対策、空調設備整備)」では、安全で快適な学習環境を整備するため、耐震対策後の校舎改築、施設・設備の老朽化対策を行うとともに、昨夏の猛暑を踏まえ、県立高校の普通教室に空調設備を設置します。

最後に、18ページ、「8 その他の主要事業」です。

新規事業である「対話的読書活動『ライぶらり』推進事業」では、 児童生徒の自主的な図書館の活用や読書を促進するため、図書館内を 散策し、選んだ本を参加者同士で紹介し合う、全員参加型の読書活動 「ライぶらり」の普及を図ります。

また、県立山口博物館では、近年、様々な分野で活用されているドローンに焦点を当て、県内企業等と連携して、AIやIoTと結びついた最先端の無線技術の展示等を行う、「特別展『どきどき!ドローン・ワールド』」を開催することとしています。

以上で個別事業の説明を終わらせていただきますが、来年度、これらの施策を、総合的に展開し、引き続き、学校、家庭、地域が一体となった社会総がかりでの本県らしい特色ある教育を推進し、本県教育の質の向上に取り組んでまいります。

この平成31年度当初予算案につきまして、県議会への議案提出に 先立つ知事からの意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関 する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存な い旨の意見を申し出ましたので、報告して承認いただきたくお諮りい たします。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

教 育 長

ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありましたが、 御意見、御質問がありましたらお願いします。

小 崎 委 員

5ページの一番下の新規事業について、「PTAと連携した」とありますが、具体的にPTAとどのような連携をお考えでしょうか。

社会教育・文化財課

PTAとの連携についてですが、現在、家庭教育支援チームということで地域の方に活躍していただいておりますが、なかなか人材が集まらない地域もあります。そういった地域について、PTAの方に活躍していただける場を提供します。例えば、学校行事と連動した交流イベントを開催して、幼稚園・保育園の保護者と小・中学校の保護者が一堂に会することで保護者同士のつながりを構築できる取組を実施します。

宮 部 委 員

予算規模について、全体では前年度比100.8%ということです が、内訳で小学校費と中学校費がマイナス2.1%ということで、こ れは何か要因があるのでしょうか。

教育政策課長

これは、教職員数の減による人件費の減というものが大きな要因と なっております。

佐 野 委 員 全体的に、高校に関する施策が充実した印象を持ちました。生徒数 の減少が続いていくため、魅力ある学校づくりが必要となってくると いうことで、県外も含めて地域間での競争が強まってくるのではない かと感じます。山口県はコミュニティ・スクールによる地域や企業と の連携を特色として、高校の取組を充実させていくと思いますが、今 後、どのように取り組んでいくか教えていただけますか。

高校教育課 現在、33校の公立学校にコミュニティ・スクールを導入している ところで、後ほど御報告いたしますが、来年度は11校に新たに導入 するということで、併せて44校でコミュニティ・スクールを進めて まいります。

> 今後の取組についてですが、高校の役割として、社会とのつながり は外せないと思います。そのため、社会の考え方を学校にも導入しな がら、どういう人材が今後必要となってくるかについて、お互いに共 通理解を図りながら、教育の質の向上を進めていく必要があります。

> ただし、学校が小規模化する中で、生徒の数だけでなく教員の数も 減ってきますので、地域の方の力を借りながら高校教育の質を高めて いきたいと考えています。

佐野委員

これからその辺りも踏まえながら、特色をつけていかれると思いま すが、生徒の基礎学力など、当たり前のことを当たり前にするという 基本のことがしっかりすることで特色が際立つと思いますので、「や まぐち次世代型教育推進事業」にもその辺りのことが書いてあります ので、効果的な取組につなげていただければと思います。

長 教 育

他にいかがでしょうか。

議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。

委 全 員

承認。

教 育 長 議案第1号を承認いたします。

続いて議案第2号について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長|

それでは、議案第2号「平成30年度山口県一般会計補正予算(第 6号) 」についての意見の申出について御説明します。

資料20ページにより説明します。はじめに、「1 歳出予算」の 表の太線で囲んでいる部分、「補正額」の欄を御覧ください。

まず、給与関係経費は、学校教職員等の給与費や退職手当などの実 績が見込みを下回ったことにより、21億6,144万2千円の減額

となりました。

次に、一般行政経費は、非常勤職員の給与費や全日制高等学校の一般管理費における光熱水費等の実績が見込みを下回ったことなどにより、4億6,343万5千円の減額となりました。

次に、施策的経費は、高等学校等の就学支援金の支給見込みの減な どにより、2億8,148万円の減額となりました。

また、県営建築事業費は、工事の入札減などにより、1億3,52 5万3千円の減額となりました。

さらに、災害復旧費は、昨年7月の豪雨災害に係る補助災害復旧事業を実施するため、1千万円の増額となっております。

これらの結果、2月補正全体額は、合計欄にありますとおり、30億3,161万円の減額となり、補正後の県教委の予算総額は、1,299億411万3千円となります。

続いて、「2 繰越明許費」についてです。

まず、校舎改築費では、周防大島高校安下庄校舎改築等工事が大島 大橋損傷事故によって全体工程が遅延したこと、また、施設改造費で は、11月補正予算で追加計上した県立高校普通教室への空調設備緊 急整備工事が工事発注の調整に不測の日数を要したこと等で、繰越が 必要となりました。

このほか、土地購入整備費、施設整備費、文化財保護対策費、県立 学校施設災害復旧事業費について、それぞれ表に示しておりますとお り繰越が必要となりまして、合計で19億1,069万4千円を来年 度へ繰越しようとするものでございます。

この平成30年度補正予算第6号につきましても、先ほどの当初予算と同様、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認を求めるものでございます。

以上でございます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長

ただいま教育政策課から議案第2号について説明がありましたが、 御意見、御質問はありますか。

議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。

全 委 員 承認。

教 育 長

議案第2号を承認いたします。

続いて議案第3号から第8号まで、教育政策課から続けて説明をお 願いします。

教育政策課長

それでは、議案第3号から第8号まで、続けて説明をさせていただきま。

まず、議案第3号について説明いたします。

資料は、24ページの参考資料を御覧ください。

知事等の給与の特例に関する条例におきまして、教育長の給与の特例を定めております。

改正の内容は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

としている、給料月額の5%の減額措置について、さらに1年間延長 するものです。

続いて、関連する議案第4号及び5号について説明いたします。資料の29ページをお開きください。

- 「1 改正の趣旨」についてです。今回の改正は、平成30年10 月17日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に 関する条例等の一部を改正しようとするものです。
- 「2 平成30年度の給与改定等に係る改正の概要」についてですが、(1)のとおり全給料表について、引上げ改定を行うものです。
- 次に「(2) 諸手当の改定」についてですが、「ア 初任給調整 手当」は該当となる職員がいませんので、説明は省略させていただき ます。
- 「イ 宿日直手当」についてですが、勤務1回に係る支給額の限度額を引上げるものです。
- 「ウ 期末手当」についてですが、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を1.30月分とするものです。

次のページを御覧ください。

- 「エ 勤勉手当」についてですが、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を0.90月分とするものです。今回の改正によりまして、年間の支給割合は0.1月分引き上がることとなります。
- 「3 国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直しに係る改正の概要」についてですが、(1)のとおり全給料表について、引下げ改定を行い、また、(2)のとおり新給料表への切替えに伴い、経過措置を講ずることとするものです。
- 「4 施行期日」についてですが、規則で定める日から施行し、平成30年4月1日から適用することとします。ただし、2の(2)のうち期末手当の改定及び3については平成31年4月1日から施行することとしています。

続いて、議案第6号について説明いたします。

資料の120ページをお開きください。

- 「1 改正の趣旨」についてですが、先ほど御説明した人事委員会 勧告に基づく一般職の給与改定を踏まえて、特別職関係の条例を改正 しようとするものです。
- 「2 改正の概要」についてですが、(1)にありますように期末手当の、各支給期における支給割合を改定するものです。平成30年度の支給割合については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分といたします。

また、平成31年度以降の支給割合については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ、1.65月分といたします。

今回の改正により、年間の支給割合は、0.05月分引き上がることになります。

「(2) 施行期日」についてですが、規則で定める日から施行し、平成30年4月1日より適用することとします。ただし、期末手当の平成31年度以降の支給割合については、平成31年4月1日より適用することとしています。

続いて、議案第7号について説明いたします。

まず、資料の126ページをお開きください。

「1 改正の趣旨」についてです。今回の改正は、時間外勤務命令の上限時間の設定等について、労働基準法の改正や、それを踏まえた国家公務員における人事院規則の改正に準じて関連条例を整備するものです。

「2 改正の概要」についてですが、(1)に記載する2つの条例について、(2)の内容のとおり改正するものです。

まず、「ア」の時間外勤務命令の根拠条文について、これまでは県 規則及び教育委員会規則により規定されていたものを、条例の条文に 示すよう整備するものです。

次に、「イ」の時間外勤務命令の上限時間について、人事委員会規 則において規定することについて、条文を整備するものです。

「3 施行期日」についてですが、平成31年4月1日より施行することとしています。

最後に、議案第8号について説明いたします。

まず、資料の133ページをお開きください。

「1 改正の趣旨」についてです。今回の改正は、学校教育法の一部改正に伴い、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正しようとするものです。

「2 改正の内容」についてですが、当該条例において引用する 「学校教育法」の一部改正に伴う条項の修正です。

「3 施行期日」についてですが、平成31年4月1日より施行することとしています。

これらの条例改正につきましても、県議会への議案提出に先立つ知事からの意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

教 育 長

長 ただいま教育政策課から議案第3号から第8号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

議案第3号から第8号について、承認することとしてよろしいですか。

全 委 員 承認。

教 育 長

議案第3号から第8号を承認いたします。

続いて議案第9号について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。

社会教育・文化財課長

それでは議案第9号について御説明いたします。

担当は特別支援教育推進室と社会教育・文化財課でございますが、説明は私から一括して申し上げます。

この条例改正につきましても、これまでの議案と同様に、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

資料は135ページをお開きください。

本議案は、山口県使用料手数料条例をはじめ、26の条例を一括して改正するものであります。

138ページの議案第9号参考資料を御覧ください。

「1 改正する条例」に列挙されておりますが、このうち教育委員会に関係する条例は、下線を引いております「山口県使用料手数料条例」および「山口県青少年自然の家条例」の2つでございます。

改正の理由につきましては、いずれの条例も消費税及び地方消費税 の税率改正に伴うものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、139ページ以降にお示ししております。

まず、山口県使用料手数料条例につきましては、「図書館における レクチャールームの使用料」及び「教育職員免許状授与等手数料」の 所要の改定を行うものであります。

次に、139ページから141ページ、山口県青少年自然の家条例につきましては、「山口県由宇青少年自然の家の使用料」の所要の改定を行うものであります。

なお、施行日は平成31年10月1日からとなっております。 以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長

ただいま社会教育・文化財課から議案第9号について説明がありま したが、御意見、御質問はありますか。

議案第9号について、承認することとしてよろしいですか。

全 委 員 承認。

教 育 長

議案第9号を承認いたします。

続いて議案第10号について、教職員課から説明をお願いします。

教職員課長

議案第10号「山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制 定についての意見の申出」について御説明いたします。

資料は147ページから151ページまでとなっておりますが、これも、知事からの意見照会に対しまして「異存なし」として処理したものについて報告し承認を求めるものです。

改正の趣旨は、150ページにありますとおり、公立学校の教職員 定数について、児童生徒数の減少、教職員定数の改善等により、所要 の増減員を行うものです。

次に、改正の内容です。

高等学校につきましては、収容定員の減等により、教職員定数は、34人の減となります。

中等教育学校につきましては、収容定員の減により、教職員定数は、1人の減となります。

特別支援学校につきましては、前年同数です。

中学校及び小学校につきましては、国の定数改善に伴う増員がありますが、児童生徒数の減少に伴う学級減等により、教職員定数は、中学校で40人の減、小学校で52人の減となります。

以上により、改正後の教職員定数の合計は12,726人となり、現行と比べて127人の減となります。

なお、この条例の施行期日は、平成31年4月1日としております。

以上でございます。

教 育 長

ただいま教職員課から議案第10号について説明がありましたが、 御意見、御質問はありますか。

小 崎 委 員

児童生徒数が減っても、様々な問題を抱えた子どもたちが今後増えてくるのではないか、それに伴って、対応する先生方の仕事も増えてくるのではないかと思います。個人的な意見としては、先生の数は減らしてほしくない、というのが率直な意見です。児童生徒数が減っているから先生の数も減らすということではなくて、子どもや学校の状況を見て、先生方の人数を考えていただきたいと思います。

教職員課長

御承知のとおり、教職員の定数は、いわゆる標準法により定められております。それに加えて、国からの加配も活用しながら必要な定数を確保しているところでございます。併せて、全国都道府県教育長協議会等を通じて国に対して、教職員定数の改善については継続的に要望しているところでございます。

宮 部 委 員

働き方改革が進められている中で、思い切って変えていかなければ、先生方の厳しい現状は変わらないのではないかと感じています。

教 育 長

教職員の定数が法律で定められている中で、これを超えて教職員を 増やすことは、県が独自に採用するということになり、人件費の面か らも厳しい、というのが現状です。

佐野委員

この議案は教職員の定数に関するものですが、英語の専科教員や学校業務支援員、通級指導支援員については、この定数とは別に増やしていくということでしょうか。

義務教育課長

英語の専科教員については、常勤の教員ですので、この定数の中に含まれます。学校業務支援員については、教員としての採用ではございませんので、この定数とは別に配置をしており、市町立の学校で配置されるものについては、県で補助を出しております。

特別支援教育推進室次長

通級指導支援員については、国の事業を活用しながら必要に応じて 配置することとしております。

教 育 長

他にございませんか。

議案第10号について、承認することとしてよろしいですか。

全 委 員

承認。

教 育 長

議案第10号を承認いたします。

続いて議案第11号について、高校教育課から説明をお願いします。

高校教育課長

議案第11号の「山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例の 制定についての意見の申出」について御説明します。

関連の資料は、152ページから156ページまでとなっておりますが、155ページの参考資料により御説明いたします。

改正の理由は、「1」にありますように、平成28年4月に下関工 科高校を開校し、下関工業高校の生徒募集を停止したことに伴い、今 年度末をもって下関工業高校の在籍者がいなくなり、同校が廃止とな ることから、所要の改正を行うものです。

この条例改正につきましても、県議会の議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して異存ない旨の意見を申し出ましたので、報告し、承認を求めるものでございます。

御承認のほど、よろしくお願いします。

教 育 長

ただいま高校教育課から議案第11号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。

議案第11号について、承認することとしてよろしいですか。

全 委 員 承認。

教 育 長

議案第11号を承認いたします。

続いて報告事項に入ります。

報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。

教職員課長

報告事項1「平成31年度山口県立学校職員(船員)採用候補者選 考試験の選考結果」について、御報告します。

お手元の資料の158ページ及び159ページを御覧ください。 はじめに、試験の概要についてです。159ページを御覧ください。 い。

選考職種及び採用見込者数については、「1」の表にお示ししているとおりであり、これらの職種について、「5」にお示ししているとおり、12月21日(金)に試験を実施しました。

なお、試験内容は「6」にお示ししているとおりです。

結果につきましては、「7」にお示ししているとおり、1月25日 (金)に採用候補者名簿登載予定者を発表するとともに、受験者全員 に選考結果を通知したところです。

それでは、158ページを御覧ください。

通信長については、1名が受験し、1名を採用候補者名簿登載予定者としたところであり、倍率は1.0倍となりました。

司厨員については、2名が受験し、1名を採用候補者名簿登載予定者としたところであり、倍率は2.0倍となりました。

以上御報告します。

教 育 長

ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御 意見、御質問はありますか。

宮 部 委 員

任期が5年までとなっていますが、現在勤務されている方が受験されたということでしょうか。

教職員課長

現在勤務している者が5年の任期を満了して退職することから、募集を行い、選考試験を実施したところです。

教 育 長

他にございませんか。それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。

続いて、報告事項2について、高校教育課から説明をお願いします。

高校教育課長

報告事項2「学校運営協議会を設置する学校」について御説明いたします。

資料は、160ページから161ページまでとなっております。

本報告事項は、「地教行法」第47条の6第1項及び「学校運営協議会の設置等に関する規則」第1条第1項の規定に基づいて平成31年度から新たに学校運営協議会を設置することとした学校について、御報告するものであります。

新規設置校は、160ページの「1」にありますように、県立岩国高校など11校であります。

来年度、これらの学校にコミュニティ・スクールを導入し、既に導入している県立高校等32校の取組の成果と課題を踏まえながら、義務教育段階からの地域と連携・協働する教育の更なる充実を図ってまいります。

設置の期日は、「2」にありますように、平成31年4月1日としております。

実施計画の内容についてですが、基本的な方針として、「3」の枠の中にありますように、学校運営協議会制度の仕組みを生かした"学校と地域の連携・協働体制の構築"に取り組むとともに、学校・学科の特色を生かした"高校ならではの取組"を行うことにより、地域の活性化や地域課題の解決に向けた拠点としてのコミュニティ・スクールの機能を充実することとしております。

また、11校共通の取組としては、地元地域の保護者や地域住民に加え、学科等の特性に応じて、広く大学や企業の関係者を委員とする学校運営協議会を年3回実施することにより、学校の課題を地域と共有し、その課題解決に向けて、学校運営への必要な支援について協議することとしております。

各学校において考えられる取組の例としましては、地元地域や地元 小学校、他の高校・総合支援学校との連携による地域の伝統文化の継 承及び普及活動や、大学との連携による、大学での模擬試験の実施や 夏期集中講義、地元企業や商工会議所等との連携による、実技指導や 商品開発、開発した商品の販売などが挙げられています。

これらの計画を学校運営協議会において協議し、地域の意見を反映 させることで、より充実した多様な教育活動を学校・地域が一体とな って展開してまいります。

以上、御報告いたします。

教 育 長

ただいま高校教育課から報告事項2について説明がありましたが、 御意見、御質問はありますか。

小崎委員

コミュニティ・スクールの導入について、楽しみで大変期待してお ります。各校の取組を見ても、高校生にとってすごく経験になるし、 良い取組だと思います。

今後は、高校生同士が事例発表などにより、お互い刺激し合えるよ うな場ができれば、より充実したものになると思います。

佐 野 委 員 校種を超えて様々な取組をされるということで、非常に期待してお ります。地域の課題に向き合うことで、子どもたちが可能性を広げら れたり、これまで気が付かなかった能力に気付けたりと、そういうこ とができるのではないかと感じています。

> 今後は、高校のコミュニティ・スクールの取組の中身が問われてく ると思いますので、ぜひ充実させていただけたらと思います。

教 育

長 小中学校ではすでに100%設置しておりまして、平成32年度に は県立学校も100%になるということで、全国で初めて、小・中・ 高すべてにコミュニティ・スクールを設置するということになりま

そうなった場合、その先にどのようなビジョンがあるか、全国的に 注目されることになります。100%という数字だけではなくて、内 容についても充実させて、良いものにしていきたいと考えております ので、御意見等ありましたら、お聞かせいただけたらと思います。

それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。

続いて、報告事項3について、学校安全・体育課から説明をお願い します。

学校安全•体育課長

まず初めに、平成28年7月、周南市で、当時、県立高等学校2年 の男子生徒が自死した事案につきまして、改めて、御本人の御冥福を お祈りするとともに、御遺族に対し心からお悔やみを申し上げます。

このたび、本事案について、山口県いじめ調査検証委員会による、 再調査が行われ、その調査報告書が取りまとめられましたので、その 概要等について、配布しております報告書概要版に沿って、御報告い たします。

それでは、報告書の1ページ、「第1 はじめに」を御覧くださ

検証委員会では、再調査に当たり、法で求められている、教育委員 会に設置された調査委員会の調査結果の適切性を検証するだけでな く、当該事案の発生から調査報告書の完成までの調査の実施過程も検 証することとされ、昨年2月の第1回検証委員会から、約1年間、計 16回の検証委員会を開催され審議を進めてこられました。

次に、報告書3ページ、「第2 検証委による再調査」を御覧ください。

「1 調査の実施過程について」ですが、「(1) 県教委調査等の 実施過程の検証」では、事案発生後の当該高校の対応や調査委員会の 調査の進め方などについて検証され、調査委員会において精力的な調 査の実施が確認できた一方で、調査手法での課題や調査を進める際の 遺族との信頼関係の維持についての課題等も指摘されています。

また、次ページの「(2)検証委による再調査の実施過程」では、 調査委員会の調査の実施過程を踏まえ、検証委員会として実施された 調査内容が記載されています。生徒へのアンケート調査や生徒・教職 員への聴き取り調査を実施するとともに、専門家からの意見聴取とし て、御遺族の意向を踏まえ、関係分野の有識者を検証委員会に招聘 し、専門分野における最新の知見など、調査の参考となる専門的意見 を聴取されています。

次に、7ページ「(2)検証委による調査」では、調査委員会結果を踏まえ調査されており、「ア 当該生徒に係る事実関係」について、当該生徒の小学校から自死に至るまでの事実確認が行われ、その過程で、当該生徒は多くの悩みを抱え、辛い思いに耐えながら学校生活を送っており、その中には、多くの「いじめ」が確認されています。

「いじめ」については、9ページ以降を御覧ください。検証委員会では、「いじめ」の可能性のある行為を22項目の出来事に整理され、検証の結果、18項目の出来事において「いじめ」と認められる行為があったと判断されています。さらに、13ページ以降には、教職員からの「いじめに類する行為」についても検証され、6項目の出来事のうち、5項目が、ストレス要因になったものと判断されました。

これらの「いじめ」等についての検証委員会の見解として、特に強調されたのが、15ページの [考察] にありますように「①無自覚な「いじめ」の危険性について」です。当該生徒に対して行われていた多くの「いじり」と呼ばれていた行為は、当該高校の生徒・教職員の間では、親しみのこもったコミュニケーション手段として認識され「いじめ」として捉えられておらず、このため、「いじめ」が無自覚に延々と繰り返され続け、長期的に当該生徒を傷つけ続けたものと考えられています。このように、自分では悪意なく意図せずに行った行為がそれを受ける者の心を大きく傷付けてしまうことがあるとされています。

次に、17ページの「(イ)学校の指導体制について」です。

当該高校における「学校いじめ防止基本方針」に基づいた対応について、調査の結果、生徒・教職員ともに「いじめ」に対する理解不足があったことや、情報共有など「いじめ対策委員会」を中心とした組織的対応がなされていない状況が確認され、当該高校では「学校いじめ防止基本方針」は適切に運用されているとは考えられず、形骸化していたものと指摘されています。

次に、18ページの「b 部活動の指導の適切性について」です。

当該生徒がもともと所属していた、A部では練習が生徒任せで当該 生徒の孤立への配慮が不十分だったことや、その後に勧誘を受けたB 部では、練習量は配慮されていたが当該生徒には過大だった可能性が あること、さらに、入退部や部活動の運営が顧問任せで学校全体の組 織的な運営がされていなかったことが指摘されています。

これらを踏まえ、22ページ「ウ 当該生徒が自死に追い詰められていった心理社会的プロセス」について検証され、特に、23ページにありますように、「(イ)亡くなる直前1週間の心理社会的プロセス」について、「心理的な痛み」と「焦燥感」そして「圧力」といった3つの視点で検証を進められました。その結果として、28ページ「小括」にありますように、自死直前の段階で3つの要素は非常に高まっていたと考えられると示されています。

29ページには、「3 結論」として、検証委員会では、過去からの「いじめ被害」による自己肯定感の低下を背景要因として、「仲間外れ」、「板挟み的状態」、「体力的負担」等、学校生活での多くの要因が複雑に絡み合い、しかも相乗的に作用したことが自死に大きく影響したと考えられ、学校いじめ基本方針に基づくいじめ防止対策や、学校組織として適切な部活動の運営がなされ、教職員による十分な配慮と対応が行われていれば、当該生徒の自死を防ぎ得た可能性があったと考えられるとされています。

最後に、30ページ以降からは、検証委員会から、再調査によって明らかになった課題等も踏まえ、再発防止に向けての貴重な提言をいただいております。

まず、当該高校へは、「いじめ」の定義の正確な理解や組織的な「いじめ」の認知・対応の徹底などいじめの防止対策の充実や、部活動の適切な実施、自殺予防教育の推進に係る提言をいただいております。これは、当該高校に限ったものではなく、全ての学校に当てはまるものと考えております。

次に、33・34ページには県教育委員会に対し、再発防止に向けた取組の徹底や学校におけるいじめ防止等の対策への支援、SNS等による相談体制や研修体制の充実、自殺予防教育の推進といった提言をいただいています。また、調査の在り方についても提言をいただいており、いずれの提言も真摯に受け止めているところです。

以上が、この度の再調査の概要でございます。

県教育委員会といたしましては、この度の検証委員会からの報告を受け、去る2月8日には、県立学校並びに市町教育委員会に対し、改めていじめの防止・根絶に向けた取組の強化について通知するとともに、全教職員・事務局職員に本報告書の概要版の配付を依頼したところです。

今後は、検証委員会からいただいた提言を厳粛に受け止め、各学校における、教職員間の生徒に関する情報共有や「学校いじめ対策組織」を中心とした組織的な対応、生徒・教職員の「いじめ」に対する理解が一層徹底するよう、管理職や教職員に対し、研修を行うとともに、来年度事業として、新たにSNS等による相談体制の構築や、専門家による自殺予防教育にも取り組むこととしており、学校の教育活動全体にわたり、再発防止に向けた取組を総合的かつ着実に進め、こ

うした事案が二度と起こることがないよう、いじめの防止・根絶、自 殺防止に向け、全力で取り組んでまいります。

教 育 長

ただいま、学校安全・体育課から、報告事項3について説明があり ました。会議冒頭でも申し上げましたが、本報告書でいただいた提言 を十分に踏まえ、このような事案が二度と起きないよう、県教育委員 会として今後どのように取り組むべきか、委員の皆様に御意見をいた だけたらと思います。

佐 野 委 員

まず、亡くなられた御本人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族 にお悔やみ申し上げたいと思います。

来年度当初予算案において、これまで以上に充実したいじめ・不登 校等対策強化事業や思春期グローイングハートプロジェクト事業が計 画されておりますので、実効性のある取組にしてほしいと思います。

また、組織的な動きとして、学校間で対応の相異や差が出ないよう 取り組んでいただきたいと思います。専門担当者の配置や、指導マニ ュアルの作成などもされるということで、こちらも期待しています。

安心して子どもを育てられる環境というのは、その地域に住む人に とって重要な要素だと思っていますので、大変難しい取組だとは思い ますが、しっかりと対応していただけたらと思います。

それから、これまで長い期間、調査に関わられた関係者の方には敬 意を感じます。この調査報告書を重く受け止め、この先、実効性のあ る再発防止について、「何をすべきか」、また「何をしてはいけない のか」を子どもたちに伝え、考えてもらうような教育や指導をしてほ しいと思います。

部 委 員

まずは、亡くなられた生徒さんの御冥福をお祈りし、ご遺族の方々 にお悔やみ申し上げます。

佐野委員からもお話がありましたが、実効性のある再発防止はもち ろんとして、まずは、「いじめ」の定義について、全教職員にお知ら せいただいていると思いますが、これを繰り返しすることが重要だと 思います。「いじり」ということもありましたが、全てが「いじめ」 なんだという認識をして、子どもたちに寄り添っていただけたらと思 います。

部活動の話もありましたが、生徒と教員の距離が遠いことで起こり 得るものもあるのかと思います。先生方もお忙しいとは思いますが、 しっかりと子どもたちに寄り添っていただきたいと思います。

具体的な予算案もお示しいただきましたが、実効性ある取組を期待 しております。

小 崎 委 員 子どもを持つ親として、この出来事は他人ごとではなく、親族の方 々がどれほど苦しい思いをされて今日まで過ごされたかというのが、 この報告書を読ませていただいて痛感しました。

> 先ほど、この概要版の報告書を全教職員に配布したということがあ りましたが、24ページから、亡くなる1週間前からのことが詳細に 書かれています。この内容を出されることに、御親族の方々は本当に

勇気がいることだと思いますので、その苦しい思いも汲み取って、こ の報告書を読んで、感じていただきたいと思います。

家庭教育支援チームなど、様々な場面で、様々な方の力を必要としていますが、高校生のいじめに対しても単体で動くのではなく、いろいろな方の協力の下、チームを組んで、一人の生徒に対して、一つの家族に対して向き合っていく必要があるのかなと感じています。

親としては、家から送り出したら、学校の先生方にお任せすることとなりますので、宮部委員も言われましたが、しっかりと寄り添っていただくようお願いします。

教 育 長

私も報告書を読ませていただいて、考えなければいけないことが多くあると感じています。部活動のこともそうですし、やはり教職員が自覚がないままに発言したことが、子どもたちの心を大きく傷つけてしまうことがあるということを教職員一人ひとりがしっかりと意識するよう徹底してまいりたいと考えております。

佐 野 委 員

未然防止のためのプログラムというのが、予算案にも書かれてあると思いますが、この部分というのが本当に重要だと思います。今回、自死をされた生徒さんにとっては、取り返しのつかない状態になってしまったということで、そこに至るまでにSOSが出せなかったのか、そういう機微を感じ取れなかったのか、そういう気持ちになぜなってしまったのか、そういった部分をこの新しい取組で対応していただきたいと思っています。

教 育 長

他にございませんでしょうか。

また、これから御意見なり、御質問なりがありましたら、いつでも お寄せいただけたらと思います。

本日いただいた御意見も踏まえまして、報告書で指摘されていることに対して、しっかりと実行に移して再発防止に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方にも、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。

次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

次回は、3月20日(水)午後2時からを予定しております。